ICTを用いた禁煙支援事業有識者会議開催要綱

（目的）

第１条　本市が実施するICT（スマートフォン用アプリケーションなど）を用いた禁煙支援事業（以下「本事業」という。）において、参加者から得られたデータの分析を通じて効果的な禁煙支援及び周知啓発を行い、市民の健康増進を図るため、外部の有識者の意見を聴取することを目的として、ICTを用いた禁煙支援事業有識者会議（以下「本会議」という。）を開催する。

（聴取事項）

第２条　本会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

　(1)　本事業の参加者から得られたデータの分析に関すること

　(2)　データ分析に基づいた本事業の効果的な実施に関すること

　(3)　本事業に基づく本市の禁煙施策に関すること

　(4)　その他、会議が必要と認める事項に関すること

（本会議のメンバー）

第３条　本会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関する有識者のうちから健康局長が委嘱する。

２　本会議は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

（座長）

第４条　本会議に座長を置き、メンバーの互選によりこれを定める。

２　座長は、本会議の議事進行を務める。

３　座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代行する。

（本会議）

第５条　本会議は、座長が招集する。

２　座長が必要と認めるときは、本会議を個別聴取の方法により開催する。

（開催期間）

第６条　本会議の開催期間は、施行日から令和８年３月31日までとする。

（庶務）

第７条　本会議の庶務は、健康局健康推進部健康づくり課において行う。

附　則

　この要綱は、令和６年３月７日から施行する。